

議長 日程第4「議会運営委員会報告について」を議題といたします。

本案については、議会運営委員会の報告を求めます。委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。令和3年3月12日。松田町議会議長 飯田一殿。議会運営委員会委員長 井上栄一。

議会運営委員会報告書。本委員会は、松田町議会運営基準「132(25)その他議長が必要と認める事項」として、議長から諮問された「議員の産前産後休暇等の取扱い」について、委員会を開催し慎重に協議しましたので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、協議の結果。令和3年2月12日付全町村議第42号をもって全国町村議会議長会から通知された「「標準」町村議会会議規則の一部改正について」に準拠し、松田町議会会議規則並びに議員が町議会の会議を長期間欠席した場合の議員報酬の減額を定める松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（以下「報酬等特例条例」という。）を一部改正する必要があることを報告します。

2、協議の内容。今般全国の地方議会では、議員のなり手不足や女性議員が少数であることなどが課題となっている中で、若年層の松田町民が町政の一翼を担う議員として立候補しやすい環境を整備するため、立候補を考える女性本人、またそれを支える配偶者にとって安心ができる一案として、議長から諮問があり、全国自治体議会の現状、先進自治体議会の情報収集などをし、既存の産前産後休暇の明示に加え、産前産後休暇等の具体的明示の必要性を確認した。

当委員会の協議のさなか、令和2年12月23日に女性活躍担当大臣ほかから全国町村議会議長会等三議長会に対し標準会議規則改正の要請があり、上記全国町村議会議長会通知がなされたため、内容を確認したところ、委員会における協議の内容と合致していると判断しました。

また、報酬等特例条例は、産前産後休暇を取得した場合に議員報酬が減額となる最短欠席期間90日を超えることになるため、また、当該条例を制定しない自治体議会は当然有給の扱いとなるため、一部改正する必要があると判断をいたしました。以上です。

議

長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。